

個人事業主・フリーランスが（も）受けられる新型コロナ関連支援

2020.4.17時点

支援策 名前	融資・助成・給付	受けられる人（新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが前提）	内容	主催機関
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	給付	小学校等が臨時休業した場合等に、小学校等に通う子どもの世話をを行うため、業務委託契約した仕事ができなくなっているフリーランス等	2/27～6/30の就業できなかった日×4100円	厚生労働省
住宅確保給付金	給付	新型コロナウイルス感染拡大の影響で仕事を失い、家賃が払えない人 ・離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと ・ハローワークに求職の申し込みをしていること ・国の雇用政策による給付等を受けていないこと ・離職後2年以内の者（4/20以降申請の場合、会社休業などで給与が減少して家賃を払う見込みがたない人も対象） ・世帯収入要件あり（収入＝家賃＋住民税非課税水準）	生活保護の住宅扶助特別基準額が上限。東京23区の場合、単身で5万3,700円（16㎡超の場合）、2人世帯で6万4,000円、3～5人世帯で6万9,800円など。最大3カ月支給。（誠実に就活している場合は最大9カ月支給）	厚生労働省
給付奨学金－家計急変－	給付	・すでに大学に通っている人 ・減収など家計が急変して本人含む生計維持者の収入が一定未満の場合	・本来は災害や死亡、失職が要件だったが、コロナによる減収も対象となっている ・給付額は大学生の場合、9800円～75800円	日本学生支援機構
一律 1人あたり10万円給付（具体的なことは未発表）	給付	国民のうち申請した人	申請が必要	政府
持続化給付金（新設）	給付	2020年1～12月のうちいずれかの月収が前年から半分以上減少した中小企業事業者、フリーランス	個人事業主に最大100万円、中小企業に最大200万円の給付 収入が減った分×12カ月分を上限額までもらえる （計算式）支給額＝前年総売上－（前年同月比▲50％月の売上×12カ月）を上限額まで	政府
傷病手当金（国保加入者も対象に）	補償	令和2年1月1日～9月30日の間でコロナ療養（疑いの場合も含む）のため仕事できない期間がある国保被用者（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月まで）	（※）1日あたりの支給額＝直近の継続した3月間の給与と収入の合計額÷就労日数×2／3 ※上限：30,887円	自治体
個人向け緊急小口資金等の特例	融資	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯	無利子 ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内 ・支給が早い ・返済開始は最大1年後から（据置期間1年間） ※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除	社会福祉協議会
総合支援資金（生活支援費）	融資	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 ※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。	【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 ・返済開始は最大1年後から（据置期間1年間） 無利子 ※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除	社会福祉協議会

個人事業主・フリーランスが（も）受けられる新型コロナ関連支援

2020.4.17時点

支援策 名前	融資・助成・給付	受けられる人（新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが前提）	内容	主催機関
新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資	（1）最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 （2）業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3か月（最近1か月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高	融資限度額：6,000万円 通常は有利子だけど、以下の場合、3000万円まで無利子（別途利子補給制度を使う） 個人：小規模（要件なし） 法人：小規模（売上高▲15%） 個人・法人：中小企業（売上高▲20%）	日本政策金融公庫
マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）	融資	・常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の法人・個人事業主の方 ・経営指導を6ヶ月以上受けている ・新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少	通常の2000万円とは別枠で1000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利（3/17時点1.21%）からマイナス0.9%引き下げて対応する特例措置 ※別途利子補給制度を使う	
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資	生活衛生関係の事業を営む方 （1）最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 （2）業歴が3か月以上1年1か月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3か月（最近1か月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高	融資限度額（別枠）：6,000万円 ・当初3年間、通常の貸付金利（4/1時点1.36%）からマイナス0.9%引き下げ ※別途利子補給制度を使う	日本政策金融公庫
衛生環境激変特別貸付	融資	一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ・次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること （1）最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少していること （2）業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含みます。）の売上高の平均額と比較して10%以上減少していること 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	融資限度額： 【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円 返済期間：7年以内 利率：1.36～1.65%（R2.4.1時点）	日本政策金融公庫
セーフネット保証4号・5号	融資	①指定地域において3ヶ月以上継続して事業を行っていること ②4号：原則最近1か月間の売上高が前年同月と比べて▲20%以上、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比べて▲20%以上が見込まれる事業者 5号：▲5%以上 指定された業種のみ	・借入について信用保証協会が一括返済してくれる（チャラにはならない） 保証限度額：一般保証とは別枠で2億8000万円 ※5号とは併用可だが、同じ枠 保証割合：4号：100% 5号：80% ・すでに借りているものと別枠で融資を受けられる	信用保証協会
セーフティネット貸付	融資	一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者 コロナ影響の事業者の場合売上高の要件（▲5%）が撤廃されている	中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円 【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内 【据置期間】3年以内	日本政策金融公庫
危機関連保証	融資	売上高が前年同月比▲15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業・小規模事業者	一般保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度	信用保証協会
保険 契約者貸付 無利子	融資	積み立て型保険に加入していて、契約者貸付が受けられる人	貸付限度額まで金利0%	各保険会社

利補者特子給は別と制合貸な度計付るを3利予使0用定う0しこ万た一でま3年利子無

個人事業主・フリーランスが（も）受けられる新型コロナ関連支援

2020.4.17時点

支援策 名前	融資・助成・給付	受けられる人（新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが前提）	内容	主催機関
国税（消費税・所得税・法人税）の猶予制度 （所得税と消費税の申告期限はそれぞれ3月16日、同31日から、ともに4月16日に延長されているがさらなる猶予制度）	猶予	今年2月以降の1カ月で収入が前年同期比2割以上減った企業や事業主	原則1年間猶予が認められる 延滞税免除 無担保	国税庁
固定資産税・都市計画税の減免	減免	収入が大きく減った企業および個人事業主	中小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税 ・2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に軽減 ・50%以上減少した場合は全額を免除	
国民年金保険料・国保の猶予	猶予	失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な人		厚生労働省
国民健康保険料の減免		収入が大きく減った企業および個人事業主	未定	厚生労働省
水道光熱費の支払い猶予	猶予	休業や失業をして支払いが困難、または緊急小口資金・総合支援資金など、今般の影響で各都道府県の臨時の貸付制度を利用している人	1か月～4ヶ月など猶予	各自治体
生命保険料の支払い、保険更新猶予	猶予	保険料支払い、更新手続きがままならない人	最長6カ月間延長	各保険会社
奨学金返済の減額・支払猶予	減額・猶予	勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収あるいは失業等により返還が困難となった人		日本学生支援機構

東京都の施策

中小企業従業員向けの生活資金融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策融資）	融資	次の条件をすべて満たす中小企業で働いている従業員 ・現在の勤務先に6か月以上勤務している方 ・現住所に3か月以上居住し、勤務先が住所のいずれかが都内の方 ・年間収入（税込）が800万円以下の方 ・住民税を滞納していない方 ・資金使途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方	・融資限度額：100万円 ・返済期間：5年以内 ・利率：1.8%（利子は都が負担）	中央労働金庫
事業継続緊急対策（テレワーク）助成金	助成	常時雇用する労働者が2名以上999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等（その他要件あり）	1 助成対象 機器等の購入費、機器の設置・設定費、保守委託等の業務委託料、導入機器等の導入時運用サポート費、機器のリース料、クラウドサービス等ツール利用料 2 助成金上限・助成率 限度額：250万円 助成率：10分の10 ※申し込みは令和2年3月6日（金曜日）～5月12日（火曜日）	東京しごと財団
感染拡大防止協力金（4/12時点東京都HPには未掲載）	給付	自粛要請期間中に都の要請や協力依頼に応じる中小事業者 対象は6業態（遊興施設、大学・学習塾、運動・遊戯施設、劇場など、集会・展示施設、商業施設）。 大学・学習塾などは新型コロナ対策の特別措置法施行令に基づき、床面積合計が1000平方メートルを超えるものだけが対象	1事業者につき50万円（2店舗以上を持つ場合は100万円）	東京都